

## 「ひかり TV for NURO」ご利用規約特約

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（以下「弊社」といいます）は、「ひかり TV for NURO」ご利用規約の特約として、以下のとおり「ひかり TV for NURO」ご利用規約特約を定めます。ひかり TV for NURO には、「ひかり TV for NURO」ご利用規約に加え、本特約が適用されます。

### 第1条（適用関係）

1. 本特約の定めが、「ひかり TV for NURO」ご利用規約（以下「本規約」といいます）の定めと異なる場合、本特約の定めを優先するものとします。
2. 本特約で特に定義されていない用語は、本規約に定める語句の定義と同様とします。

### 第2条（本規約の変更）

本規約第4条および第7条を以下のとおり読み替えるものとします。

4. 弊社は、『ひかり TV for NURO』サービス（以下「本サービス」といいます）に関して、お客さまと株式会社 NTT ドコモ（以下「ドコモ」といいます）との間で別途締結される本サービス利用契約の取次ぎ、お客さま情報の管理、カスタマーサポートに関する業務をドコモから受託し、ドコモに代わり当該業務を履行します。  
また、弊社はドコモより受領したお客さまに対するご利用料金の請求や回収にかかる債権を第三者に譲渡することができるものとし、お客さまは、これをあらかじめ承諾するものとします。
7. 弊社は、業務委託契約にてドコモから受託している業務およびお客さまに対するご利用料金の請求や回収にかかる債権の受領にかかり、お客さま情報を、お客さま情報の管理や課金管理、およびカスタマーサポートの目的で利用します。

### 第3条（本特約の変更）

弊社は、民法第548条の4の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本特約を変更できるものとします。

### 付則

この特約は 2022 年 7 月 1 日から実施します。